

令和3年度 厚木市障害者協議会 第2回 実務者会議

日 時	令和4年3月17日(木) 午後2:00~午後4:00
場 所	ZOOM開催
出席者	<p>厚木医師会 厚木市自閉症児者親の会 精神保健福祉促進会フレッシュ厚木 厚木地区知的障害者施設連絡会(事務局厚木精華園) 厚木市障害者福祉事業所連絡会(かがやき作業所) 厚木市・愛川町・清川村地域精神保健福祉団体連絡会 公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会県央支部 厚木市民生委員児童委員協議会(睦合北地区民児協会長) 相談支援事業所連絡会(ハートラインあゆみ) 厚木市地域包括支援センター(小鮎・緑ヶ丘地域包括支援センター) 厚木市教育委員会 県央地域就労援助センター 障害者職業・生活支援センター 厚木保健福祉事務所 厚木市社会福祉協議会 厚木市地域包括ケア推進課 厚木市障がい福祉課</p> <p>事務局：厚木市障がい福祉課 厚木市障がい者基幹相談支センター (敬省略)</p>
書記	厚木市障がい者基幹相談支センター

1 開 会

事務局 厚木市障がい者基幹草相談支援センター長 挨拶

厚木市障がい福祉課長 挨拶

・委員自己紹介

司会（事務局：基幹相談支援センター長）⇒議長（ハートラインあゆみ）

2. 議 題

(1) 日中サービス支援型共同生活援助の評価・報告について（資料1）

厚木市障がい福祉課より

この案件については、平成30年4月に施行された障害者総合支援法の改正によって制度化されたグループホームの新たな類型である日中サービス支援共同生活援助の評価である。この類型については、障がい者の重度化・高齢化に対応するために創設された。短期入所を併設して地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供するグループホームとなっており、施設等からの地域移行の促進、地域生活の継続など地域生活支援の中核的な役割を期待されている。

この類型のうえについては、地方公共団体が設置する協議会等に対し、定期的に事業の実施状況を報告し協議会等から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言を受ける機会を設けなければならないと総合支援法に規定されている。

現在評価対象となっているのが、ソーシャルインクルーホーム厚木金田となっている。本来なら、ソーシャルインクルーホーム厚木金田の担当者に出席して頂くところであるが、担当者の都合が悪く出席できないということであるので、こちらから簡単に説明させて頂く。

意見を頂ければ、ソーシャルインクルーホーム厚木金田にお伝えする。

正式名は、ソーシャルインクルー（株）。本社は、東京都品川区南大井である。東京、神奈川、埼玉、千葉でグループホームを展開されている。今回のソーシャルインクルーホーム厚木金田は、令和元年5月1日開所。圏央道の厚木インターから車で5分の場所である。1階、2階それぞれ10名ずつのユニットである。20人定員。現在満室である。その内厚木市の援護者は2名、残り18名は、市外の援護者である。対象者は、身体、知的、精神障がい者である。

報告・評価シートの説明（報告・評価シートP2～3参照）

地域に開かれて運営をしているの項目については、別法人等の指定計画相談の確保が20名中13名であり、社会福祉法人すぎな会、一般社団法人縁由ちいさな世界が主な計画相談支援事業所である。実習生やボランティアの受け入れは0名である。地域住民との交流の場の機会の確保については、地域住民のオーナーと野菜の収穫を行っている。

短期入所の併設の項目について、地域で生活する障害者を積極的に受け入れているかについては、短期入所4人程度受け入れた。緊急的利用のニーズに対応しているかについては、受け入れるが、今年度は1件もなかった。

常勤の支援体制の確保の項目については、日勤4名、夜勤4名の体制である。

支援の実施の項目について、利用者が充実した地域生活を送るため、外出や余暇活動等の支援を求めているかについては、余暇活動として、カラオケ、外食、あつぎ郷土博物館、宮ヶ瀬ダム等を行っている。支援の質の確保に努めているか（研修等）については、月に1回ホーム研修（虐待防止等）を行っている。体験的利用のニーズに対応しているかについては、入居前、必ず、体験利用をして頂いている。

他の日中活動サービスの利用の項目について、他の日中活動サービス利用を妨げていないかについては、20名中10名が、生活介護や就労継続支援B型を利用している。残りの10名について日勤2名が、話し相手になったり、トランプをしたり、塗り絵をしたり、部屋でテレビを見たり、スタッフと散歩したりしている。

意見交換

Q) 利用者の年齢層が聞きたい。(厚木市自閉症児者親の会)

A) 年齢層については、把握できていないので、こちらで確認する。(厚木市障がい福祉課)

Q) 日中活動を利用していない 10 名が、塗り絵やトランプで満足なのか。(厚木市自閉症児者親の会)

A) 把握できていないので、こちらで確認する。(厚木市障がい福祉課)

Q) 支援の質の確保の研修で虐待防止法等とあるが、等は何か。個々の権利を守る研修も行って頂きたい。(厚木市自閉症児者親の会)

A) 虐待防止にとどまらず、権利擁護を含めた研修を行って欲しいというご意見を法人に届ける。(厚木市障がい福祉課)

(2) 各プロジェクトの取組みについて (資料 2・3)

① 相談支援プロジェクト (事業計画)

資料参照。(厚木市障がい者基幹相談支援センター)

② 一貫した療育・子育て支援プロジェクト (事業計画)

資料参照。(厚木市障がい者基幹相談支援センター)

③ 居住支援プロジェクト (事業計画)

資料参照。(厚木市障がい者基幹相談支援センター)

④ 防災プロジェクト (事業計画)

資料参照。(厚木市障がい者基幹相談支援センター)

⑤ 就労支援プロジェクト (事業計画)

資料参照。(厚木市障がい者基幹相談支援センター)

⑥ 地域生活支援拠点プロジェクト (事業計画)

資料参照。(厚木市障がい者基幹相談支援センター)

⑦ 厚木市障がい者基幹相談支援センター事業・発達障がい児の保護者に対するペアレントトレーニングの実施に関する報告

資料参照。(厚木市障がい者基幹相談支援センター)

(3) 各機関より報告

厚木医師会

コロナと言えば、医療と思われる。施設や関係部署で感染が疑われたときにどのように対応すれば良いのか、相談する医療機関があるのか、というのをもう一度確認してほしい。1 人感染すると広がっていくのが特徴であるため、感染が広がったときの対策はどうか。一般のマニュアルでは十分にたどりつかないところもある。ワクチン、3 回目の実施。場合によって 4 回目、毎年となるかもしれない。特に障がい児者は重症になることもあるため、可能な限りの対策をすること。医師会で問題になっているのは、老人福祉施設を担当している医師が厚木医師会でないこと。医師会、厚木市役所と協力、情報共有できるか今一度確認を。

→ 相談支援のなかでも相談者、家族、支援者がいつ感染するかと恐怖を感じながら過ごしてきた。何か仕組みがあると良い。視覚障害者で人工透析を受けている利用者について、本人同意を得たうえで報告するが、ヘルパーを移動に利用しているが、ヘルパーが感染すると透析を受けに行けず苦勞した。実際は、相談支援、基幹相談、障がい福祉課がヘルパーの代わりをして綱渡りをした。そのなかで、本人にできることが色々わかったり、話をして関係を深めること

もできた。(相談支援事業所連絡会)

厚木市自閉症児・者親の会

集まって何かすることができず、本人支援である余暇活動、具体的に言えば体操教室やボーリング大会、クリスマス会などができず、一番困っている。何か別の形で来年度開催できないか模索中である。高齢の会員にはオンライン会議は難しく入ってこられないのが実情。スケジュール変更が特性上苦手な本人が、コロナのために変更になることが理解できず、家族がその対応に困っている。

精神保健福祉促進会フレッシュ厚木

コロナ禍で最低限の活動しかできなかつた。それでも新規の入会者があり、困っている方はいるという現状。家のなかで閉じこもる時間が増えることで、家族間での衝突もでてきている。会員歴の長い方よりも、新規を優先して最小限の活動をしてきた。本人の体調不良や危険になることがいくつかあり、来年度も月ごとに決めて対応していく。

厚木地区知的障害施設連絡会

オンライン会議で感染症対応の一覧表を作成し、面会や外出、日中活動、ボランティア対応など各事業所で情報共有した。事業所でもクラスター発生しており、対応に追われている。行事が出来ず、規模を縮小して開催できるよう取り組んでいる。

厚木市障害者福祉事務所連絡会

行事、交流会、体育大会まったくできていない。利用者には我慢を求める1年だった。作業の先には行事があるという楽しみを作るため、何らかの形で開催したいと考えている。

厚木市・愛川町・清川村地域精神保健福祉団体連絡会

精神障害を対象にしており、地域活動支援センターが4か所、就労支援継続B型が3か所、グループホーム2か所、相談支援事業所が2か所となっている。利用者2名が感染し、1名はグループホーム入居者で第2,3波であったが、精神障害者ということですぐに入院できず、暫く職員対応となった。結果、重症化して入院となり、入院期間は長かった。もう1名は地域活動支援センター利用者で、去年の8月お盆明けに陽性となったが、入院できず徒歩で帰宅させられた。自宅には高齢の母親ときょうだいがおり、本人は自宅療養中に重症化して入院となったものの、母が感染してしまい、亡くなってしまった。精神障害があるというために入院できず、相談支援も電話対応となってしまい、迅速な対応ができなかつた。その際、濃厚接触者が5名となり、2週間閉鎖した。保健所はPCR検査を自発的に受けるようとの指示であったため、事業所の方で利用者に検査を実施した。大変だったのは、色んなサービスを各自利用しているため、膨大な数の各事業所に連絡しなければいけないことだった。今後として備えが必要だったと反省している。閉鎖してしまうことが多いが、家で孤立してしまう方も多いため、できるだけ事業は継続し、電話対応もしていきたいと考えている。

公益社団法人 神奈川県宅建建物取引業協会 県央支部

不動産業のなかで、物件の内見等で会う機会は、昨年度に比べて今年度は動きがあった。書面上だけでは決められない内見の同行などの業務はある。以前のように戻ったような感じを受けている。感染対策はしながら、見てみないとわからないところはあるため、人と人が会って行うことには、あまり変わりはない。

厚木市民生委員児童委員協議会

睦合北地区の民生委員の会長。公民館区 15 それぞれに会長は 1 人ずつおり、ズームで会議をするようになっている。コロナ禍の関係で敬老会などの行事は中止している。やってほしいとの希望は聞くが、委員が感染している状況もあり、難しい。どう打破していくかは今後の課題。

相談支援事業所連絡会

訪問も面談も制限があるなか、電話での相談に切り替えるなどの工夫をしながら行ってきた。ズームを使った面談もしてみたが、使用できる当事者の方が少なく、継続していくところ。そのなか、電話の方が話をされる当事者の方がいた。理由を聞くと、目を見ると喋れないとのことで、意外な一面がわかった。オンラインを活用して、移動の時間がなくなる分、他の方の支援ができる。ご本人にあった支援が出来ると良いなと考えている。

厚木市地域包括支援センター

年齢の方からの相談が多く、対面と訪問での支援が中心のため、なるべく時間を短くしているが、そうできないこともある。マスクを着用しての面接に協力してもらえないこともあり、事後に発熱したと聞いてヒヤッとすることもあった。

厚木市教育委員会

学校全体では、昨年臨時休校にしたり行事も中止としていたが、今年度は学びを止めない形を進めている。一人一台、ギガスクール端末、タブレットを所有することになり、もし休校などになっても、持ち帰ってオンラインの授業をしたり、朝の会・帰りの会をすることで、友達の顔が見えて安心感や繋がりを持ちながら進められてきている。保健福祉事務所の指導に基づきながら学級閉鎖をするのかどうかの判断をしているが、ポイントとなるのは感染した子どもがマスクをしていたかどうか大きい。子どもの特性によっては、マスクをつけられなかったりもするため、周りがどう対応していくのか考えながら日々行っている。

県央福祉会 県央地域就労援助センター 障害者就業・生活支援センター ぼむ

コロナ禍の初期は、企業も登録者も感染が怖いという相談多かったが、ワクチン接種したことで少なくなった。登録者の感染報告は多くないが、職員が感染したり、家族に陽性者が出たり、業務に支障がでた。特定多数の方との接触があるため、県を跨いでの接触は避け、オンラインでの対応をお願いしている。また午前 1 枠、午後 1 枠と接触数を少なくしている。

厚木保健福祉事務所

全所を上げて、土日に関わらず対応している。状況が落ち着いてきたら、ズームなどで会議や研修など開催したいと考えている。思うような活動はできていないが、合間を縫って少しでも本来の事業ができるよう工夫した。

厚木市社会福祉協議会

居宅介護、同行援護事業が、コロナ禍を受けて外出自粛が増えたことで利用が減少した。登録しているヘルパーが高齢化しており、利用者はお願ひしたいことがあっても、ヘルパーの方が支援が難しくなっており、調整は苦慮した。貸し付けの対応が始まり、今年度から福祉総合相談、福祉まるごと相談を実施するようになり、9 月に社協厚木で広報もして、緩やかに相談は伸びている。障がい者の方からは、住まいのことやお金に関する相談がかなり多い。貸し付けや成年後

見制度の案内や、他機関に繋げるなどの支援をしてきた。

厚木市地域包括ケア推進課

研修やイベントが軒並みオンラインとなった。高齢者の方もオンラインを使って参加していた。医療介護の関係者への研修や会議も開催しており、それもオンラインで行った。地域包括ケア連携センターとして、専門職の相談を受ける部署でもあり、困難事例でコロナの相談が増えた。自身、保健師として厚木保健福祉事務所に第 4,5 波のときに派遣された。そこで得た知識を使うことが多かったが、意外とコロナ対策が知られていないということも実感した。一番困ったのは、知的等の障がい者でキーパーソンが陽性になってしまい、支援が入っていない方だと、濃厚接触者として誰が検査を受けに連れていくのか大きな問題となった。救いの手をどうしていかねばならないのか考えさせられた 9 ヶ月だった。

厚木市障がい福祉課

サービスの支給決定をしている。コロナ禍当初は外出等のサービス利用を控える動きはあったが、申請件数、支給決定数は従前と変わらない数となっている。サービス提供事業者などの尽力の賜物と感謝している。

(4) 厚木市より

①日常生活用具給付等事業の品目追加について（資料 4）（厚木市障がい福祉課）

令和 3 年 4 月 1 日から、人工呼吸器使用者に対して人工呼吸器用発電機と人工呼吸器用外部バッテリーを追加した。追加するきっかけとなったのは、令和元年 10 月の台風 19 号である。避難指示（緊急）、大雨特別警報が発表され、相模川上流にある城山ダムの緊急放流が行われたことで、厚木市の一部が浸水して大規模停電をする可能性が起きた。公民館 47 カ所を避難所として開設、避難指示は避難地域全域で 72,952 世帯、避難者数は 5,709 人となり、過去に類をみない数となった。避難コード、要支援者を受け入れる協定施設においても受け入れる状況となった。この経験から、医療ケア児世帯、特に人工呼吸器等の電源を必要とする世帯に、令和 2 年の 3 月から 4 月にかけて、災害に対する意識を把握するために、災害のための備えや避難場所に関するアンケート調査を行った。市内 32 人に郵送で行ったところ、22 人から回答があった。特に電源確保のためにどういった制度があると良いのか聞いたかかったところ、発電機の貸し出しや購入補助の希望がかなり多かった。この結果に基づき、日常生活用具給付等事業の品目として追加した。補助対象者としては、呼吸器機能障がい 3 級以上、または難病患者で診断書により同等の障がいがあると認められた方とした。補助基準額は 10 万円。発電機は、正弦波という綺麗な電気を発電できるインバーター付のものが主な対象。外部バッテリーは補助基準額 5 万円。詳細は厚木市ホームページに記載されている。

②地域生活支援拠点について（資料 5－①②③④）（厚木市障がい福祉課）

地域生活支援拠点とは、地域で生活する障がい者はいろいろな不安があり、例えば重度障がいや医療的ケアが必要な方、親も本人も高齢になってきた、親が亡くなったあと自宅で生活できるか不安だ、親がコロナで入院した緊急事態にはどうすれば良いのか、など様々である。それに対して行政や各事業所が支えていく必要があるが、そこができていないと障がい者の方が地域で安心して暮らすことはできないと思っている。国や県が将来の障害福祉をどのように考えているのかについて、国の基本方針として障がい者の重度化・高齢化、親亡きあとを見据えて障がい者の生活を地域全体で支える提供体制を構築するとしている。入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援を目指していく。神奈川県は、令和 3 年の第 3 回県議会において県知事の答弁より、県立入所施設入所者の地域移行を促進し、施設定員を見直し、通過型施設と

すると示した。国も県も障がい者の地域生活への移行、または地域生活の支援の推進を明言しているため、今後を見据えて地域生活の機能の整備が必要である。地域生活支援拠点とは、障がい者の方が地域で安心して生活できるための機能をもった事業所等と、その連携による支援体制そのものである。機能としては、国は5つ整備するよう求めている（資料参照）。全国共通の指針であり、厚木市は協議会での検討を経て、平成28年に整備済み。特に課題となっているのは、体験の機会や場の提供についてと、親やきょうだいといった介護者がコロナ禍で不在となったときの支援体制がうまく機能していない点である。このうち、後者については優先度が高いため、早急に検討してきた。今年度、実際に親と当事者の二人暮らしの方で親が陽性となり、軽症で済んだが、もし入院となっていたら何ができたのかと痛感した。具体的に緊急対応の何が問題だったかに関し、緊急時の連絡先がわからないという状況と、緊急時に短期入所施設の利用のみでは限界があるという点である。これは、何も知らない当事者を受け入れるという点と、障がい特性が異なると現実的に難しいからである。一方で、通所先の障害福祉サービス事業所が緊急対応をしても、これまで報酬が出なかった。次に搬送の役割分担がなされていない点であった。最後にサービスを利用していない方への対応が困難な点であった。この課題解消に向けて検討し、平常時に何か起こる前から考えておくために、安心生活プランを活用することにした。次に緊急時に本人の保護を迅速にできる支援体制の手段として、令和3年度から地域生活支援拠点機能強化補助金を創設した。安心生活プランは、基本的にサービス等利用計画のなかで、介護者不在の場合に繋げる先を、相談支援専門員と相談しておくものである。地域生活支援拠点機能強化補助金は、緊急時に市に登録している地域生活支援拠点である事業所が所定の支援を実施した場合に、補助金を交付するというもの。これは短期入所の指定は必要ない。また当事者宅に訪問支援した場合も交付する。その他、受け入れ調整や搬送支援した際も同様である。これにより、緊急時に対応する事業所を増やしていきたい狙いでいる。期待される効果は、緊急時の支援体制の拡充、障害種別によらない幅広い対応、役割分担の明確化、緊急時対応ルートの確立、サービス利用をしていない方への支援可能とすること、などである。令和3年11月に6回説明会を開き、現在32事業所の登録となっている。休日夜間の連絡先は、市の宿直に連絡をもらうよう明確にした。周知、啓発しながら検討していくことが大切と考えている。

③障がい者相談支援センターの増設について（資料6－①②）（厚木市障がい福祉課）

拡充する理由は、相談件数が凄いペースで増加しており、相談内容も多様化・複雑化されて対応困難な状況にあることと、障がい児相談支援が不足している状況があったため、一貫した相談支援体制を構築していくのを目指すためである。今年度、相談件数が42,000件になる見込みであり、令和4年度から6センターを8センターと2つ増設すると共に、人員配置を常勤1.6人から2.5人体制にしたことで、増加する相談件数への対応と障がい児相談の充実を図っていききたいと考えている。

(5) その他

令和4年度障害者協議会予定（資料7）
資料参照。（厚木市障がい福祉課）

議長（ハートラインあゆみ）⇒司会（事務局：基幹相談支援センター長）

4 閉 会

挨拶 副議長（厚木市社会福祉協議会） 以 上